

小菅村漁業協同組合事務局

担当：亀井・加藤 0428-87-0741

## 平成28年小菅川溪流釣り情報

本漁協組合の管轄は多摩川源流域の小規模な河川ですが、C&R区間の設置、尾数制限、天然魚エリアの保存、冬季ニジマス釣り場の設置など、様々な試みを展開しております。今年も、更なる充実を目指して取り組んで参ります。

### 1 C&R関係

- ・ 区間は奥多摩湖バックウォーターから東部キャンプ場入り口に架かる余沢橋の下流 200mまでの約2 kmで、従前と同じです。
- ・ この区間では、釣った魚はその場で再放流すること、フライ・ルアー・テンカラの擬餌釣りの釣り方のみとすることを遊漁規則で定めています。
- ・ 当漁協のC&R区間は、天然魚の再生や溪流釣りの充実を図る一つ的手段として、釣り人が自らの手で作り上げていくという姿勢を大切にしていきたいと考えています。監視や看板がなくても、小菅川のC&R区間では数多くの魚が群れ泳いでいる、それを目標に取り組んでいきます。

### 2 解禁日と放流量等

- ・ 解禁はC&R区間、一般区間とも**第1土曜日（3月5日）の正午**です。期間はこの日から9月30日までで、魚種はヤマメ・イワナ・ニジマス・ウグイです。
- ・ **成魚放流は、ヤマメ 600 kg・イワナ 300 kg・ニジマス 900 kgの計 1,800 kgを予定。放流日は、直前放流が解禁日の午前中で一般区間に 200 kg、C&R 区間に 200 kgを放流。その後の放流は、一般区間が毎月1回、第4土曜日の午後に 100kg 前後を、C&R 区間は随時放流で計 700 kg前後を予定しています。**
- ・ **その他の放流としては、ヤマメ稚魚 20kg 約 5,000 匹、イワナ発眼卵 10,000 粒（昨年12月に 20,000 粒放流済）を予定しています。なお、上記以外にも一般区間では、魚影をみながらの特別放流を行います。**
- ・ 成魚、幼魚、稚魚、発眼卵の放流区間は、最下流部から8km上流の橋立地区までと支流の白沢川です。橋立地区の第1堰堤から上流はヤマメの在来種保護のため産卵床造成や河川整備のみを行い、放流は行ないません。ただし、十数年前に放流したイワナの発眼卵により、現在はこの区間にも多くのイワナが生息しています。
- ・ **禁漁区は支流の玉川、宮川、山沢川です。**

### 3 遊漁料金等

- ・ 年券 5,000 円 日釣り券 1,000 円（店頭売り）・現場売り 1,500 円。
- ・ 女性・中学生・身体障害者は年券・日釣り券ともに半額で、小学生以下は無料です。
- ・ 取り扱いは、年券が漁協事務所・すずめのお宿で**2月13日（土）**から販売、日釣り券は村内の商店・食堂・旅館・民宿ほかで販売します。
- ・ 最寄りのサンクス・セブンイレブン・ファミリーマート・ローソン・ミニストップの5店のコンビニ

で、午前 0 時以降に当日の日釣券が購入できます。**遊漁証を持たないで釣りをされた場合、時間に関係なく全て現場売りの 1,500 円となります。**ただし、日釣券のコンビニでの販売は 3 月 6 日以降となりますので、解禁日は村内の販売所でお求めください。

- 今年も **80 枚限定の特別年券** を販売します。今年の特別年券は、板材の彫刻プレートにヤマメのフィギュアを施します。価格は製作原価の 2,500 円が加算され 7,500 円で、名前を彫りコーティング仕上げにします。特別年券を希望される方は、2 月 19 日までに住所・氏名・年齢・性別・電話番号・主な釣りのジャンルを記載し、ホームページのメールフォームか FAX でお申し込みください。
- **URL: <http://kosugriver.com>    FAX: 0428-87-0741**  
引渡しは、3 月 5 日の解禁日以降、「すずめのお宿」で取り扱います。

#### 4 冬季のニジマス遊漁

- 小菅村漁協では、禁漁となる 10 月以降もニジマスを対象に疑似餌での遊漁ができる区間、約 400 メートルを設置しています。場所は村営釣り場の上流で、今期は 10 月 3 日（月）～2 月 28 日までの予定です。遊漁券は日釣り券のみで、料金は店頭売り 1,000 円、現場売り 1,500 円です。

#### 5 その他

- 小菅川の源流部(最終の人家から 500m 上流にある堰堤から上流)は、天然魚のみとなります。魚族保護のため、このエリアでの持ち帰りは、1 人一日 5 尾以内の尾数制限を設定していますので、厳守してください。
- 2 月から 3 月はニジマスの産卵期で、C & R 区間のあちこちで産卵が見られます。ペアで行動しているニジマスを見たら、その場所での釣りを控えるようにしてください。

**JTB が遊漁券のコンビニ販売システムを構築し、多くの漁協が導入を始めています。小菅村漁協では平成 23 年 6 月から導入しました。導入の最たる理由は、釣券の現場販売の際、店が開いていない、販売場所が判らないという釣り人の苦情に応えるためでした。しかし、釣り人の一部には、券を買わない言い訳としてこの苦情を訴えるケースが見られます。釣券の所持は釣人としての最低限のマナーです。**